

# 鳥獣被害防止のため、

かんしょうたい

# 緩衝帯の整備を推進します



緩衝帯整備とは、森林(野生動物の生息域)と集落(人間の生活圏)の間に見通しの良い空間を設け、クマ・イノシシ・シカ等による被害を防ぐ取組です。藪や低木の刈払いにより動物の隠れ場をなくし、集落への接近を抑制します。

緩衝帯整備に対して補助金を交付し、取組を推進します。

対象者	村内に住所を有するもの(個人又は団体)
対象地	・ 集落(民家・農地等の生活圏)に隣接する森林 ・ 上記と一体的に整備する耕作放棄地・河川敷等 ※土地所有者の同意を得ること
対象作業	・ 藪や低木の刈払い ・ 除間伐 ・ 放任果樹(クリ・カキ・クルミ等)の伐採除去
補助額	刈払い・除間伐 : 1ヘクタール当たり 250,000円 果樹伐採除去 : 1本当たり 5,000円

※申請・交付決定後に着手し、年度内に完了する事業であること  
※村の予算額に達し次第受付終了となります。

➡申請様式や詳細は村HP又は下記お問合せ先へ

➡九戸村ホームページ → 村政情報 → 産業振興課



お問合せ先

九戸村役場 産業振興課 Tel:0195-43-3363